

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター
厨房機器業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

荒尾市及び長洲町では、新たな学校給食センターを共同で整備するための方向性を示した荒尾市・長洲町新学校給食センター基本構想及び基本計画を策定している。

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター（以下「給食センター」という。）の施設設計に当たり、学校給食調理場の主要な設備となる厨房機器については、衛生管理、調理能力、作業効率、環境への配慮、経済性など様々な視点から検討することが求められている。

そこで、厨房機器整備に関する提案を募集し、最も優秀と認められる厨房システムの企画案を施設の設計に反映させることを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

(1) 件名

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器業者選定公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 企画提案内容

別紙「(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器業者選定公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 提案上限額について

上限額 649,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
上記金額には設計業務委託料及び工事監理費は含まない。

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の各項の要件を満たしていることが必要である。

- (1) 荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項第1号から第7号までの規定を満たすこと。
- (2) 責任者及び配置予定の主担当は、一級厨房設備施工技能士の資格を有する者であること。
- (3) 平成22年度以降において、提供可能食数5,000食/日以上調理能力を有する学校給食センター（ドライ方式に限る。）の厨房機器を一括納入した実績を有すること。
- (4) 厨房メーカーとして自社工場を所有する者又は正規代理店であること。
- (5) 熊本県内に本社、支店、営業所又は代理店のいずれかを有し、施設稼働後の連絡調整及び緊急時の速やかな対応が可能な体制が整っていること。

4. 最優秀提案事業者選定の手続

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器業者評価委員会 (以下「評価委員会」という。)」を設置する。

評価委員会の委員の所属及び氏名は、最優秀提案事業者の決定前は非公開とする。

(2) 最優秀提案事業者決定までのスケジュール

最優秀提案事業者決定に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 最優秀提案事業者決定までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	令和2年4月22日(水曜)
2	参加表明書(要綱様式第1号)の受付	令和2年4月22日(水曜)から 令和2年5月12日(火曜)まで
3	参加資格の確認	令和2年5月中旬
4	提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)の発送	令和2年5月15日(金曜) 予定
5	質疑の受付	令和2年5月15日(金曜)から 令和2年5月19日(火曜)まで
6	質疑に対する回答	令和2年5月25日(月曜) 予定
7	提出意思確認書(要綱様式第4号)の提出期限	令和2年5月28日(木曜) まで
8	提案書(要綱様式第3号)等の提出期限	令和2年5月28日(木曜) まで
9	プレゼンテーション審査	令和2年6月中旬予定
10	採用(最優秀提案事業者)及び不採用の決定通知(要綱様式第7号及び第8号)	令和2年6月下旬予定

5. プロポーザル参加申込書の提出

(1) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)

ア 参加表明書(要綱様式第1号)

イ 提案者の概要(別記様式第1号)

① 直近年度の決算資料

② 一級厨房設備施工技能士を証する書面の写し

ウ 学校給食センター厨房機器納入実績(別記様式第2号)

① 提案者を特定できる内容を記載しないこと。

② 3(3)に掲げる納入実績に係る契約書の写し(件名、金額、発注者等の記載のある部分のみで可)及び納入した学校給食センターが調理能力5,000食以上を有することが確認できる資料(仕様書等)を添付すること。

※受注契約締結済みで今後納入予定のものは含めることができる。

エ 納税証明書（参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書で、最新の事業年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

① 荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合（2種類）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【様式その3の3で可】
- ・ 熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】

② 荒尾市内に営業所等がある場合（3種類）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【様式その3の3で可】
- ・ 熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
- ・ 法人及びその代表者の全ての市税の未納のない証明（原本）

※【 】内で可とする様式は、国税庁又は熊本県が定める納税証明書の交付手続に係る様式を指す。

オ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書）

(2) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(3) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本3部（正本一式を複写したもの）を以下のとおり郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和2年4月22日（水曜）から令和2年5月12日（火曜）までとする。

イ 提出方法：郵送（令和2年5月12日（火曜）の郵便受付消印まで有効とする。）

6. 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知

(1) 提案書の提出要請

提出書類の内容を精査し、参加資格のある事業者に対し、令和2年5月15日（金曜）に「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」を発送する予定である。通知のなかった者は、提案書の提出はできないこととする。

(2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、郵送により「提出意思確認書（要綱様式第4号）」を提出すること。

ア 提出期限：令和2年5月28日（木曜）までとする。

イ 提出方法：郵送（令和2年5月28日（木曜）の郵便受付消印まで有効とする。）

(3) 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

7. 参加資格を有する者の質問書の受付

(1) 質疑の受付

ア 質疑は、提案書提出要請通知書の交付を受けた者のみ受け付ける。

イ 受付期間：提案書提出要請通知書の交付後から令和2年5月19日（火曜）まで

ウ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器業者選定公募型プロポーザルについての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問書には、商号(名称)、代表者名、連絡先、担当者氏名等を明記し、質問内容については、簡潔明瞭にまとめること。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、電話による受理確認は、差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定期日：令和2年5月25日（月曜）

イ 回答方法

回答予定期日に参加資格を有する者全てに対して電子メールで回答する。本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 提案書等の提出

(1) 提案書の構成

提出意思確認書(要綱様式第4号)を提出した者は、必ず、提案書(要綱様式第3号)と下記の添付書類を提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

ア 提案事項(任意様式、企業名等の記載のないものA3・5枚以内)

安心安全な給食の提供、食育、食物アレルギー、災害時の対応、環境への配慮等に関する基本的な提案コンセプトを示し、独自提案がある場合も記載すること。

イ 図面

① 敷地計画図(車両の動線を記載すること。)(A3・1枚以内)

② 建物平面計画図(室名、厨房機器等レイアウト、汚染・非汚染作業区域その他の区域の別が分かるように記載・色分けすること。)(A3・9枚以内)

③ 食材動線図(A3・2枚以内)

④ 作業動線・作業人員配置計画図(午前・午後)(A3・8枚以内)

ウ 厨房機器

① 厨房機器一覧表(A3・5枚以内)

各諸室に分けて、品名、寸法、規格、数量、熱源、エネルギー消費量、能力等を記載するとともに、献立表(資料3)の調理(6,000食)に係る熱源ごとの月間使用量(電気(kwh)、ガス(m³)、水道(m³))及び最大30分デマンド値(kw)を示

すこと。

- ② 大規模災害時の炊き出し機能
 - ・大規模災害時の炊き出しを想定した熱源の提案をすること。
- ③ 厨房機器の維持管理費（ライフサイクルコスト）
 - ・仕様書に示すメンテナンス体制を提示すること。

エ 配送計画表（A 3・1 枚）

オ 業務執行体制（別記様式第 3 号）

※提案書は荒尾市・長洲町新学校給食センター基本構想及び基本計画並びにモデルプラン（資料 1）の内容を踏まえた上で作成すること。モデルプランについては、基本計画作成時点での参考図であるため、イニシャルコストやランニングコストの削減が可能なプランの提案を期待する。

（2）提案書の提出

提案書の提出は、下記のとおりとする。

ア 提出期限：令和 2 年 5 月 2 8 日（木曜）

イ 提出書類：提案書（要綱様式第 3 号）を 1 部提出するとともに、上記の添付書類を、1 5 部提出すること。

ウ 提出方法：郵送（令和 2 年 5 月 2 8 日（木曜）の郵便受付消印まで有効とする。）

（3）見積書の提出

見積書の提出は、下記のとおりとする。

ア 提出期限：令和 2 年 5 月 2 8 日（木曜）

イ 提出書類：見積書（任意様式、消費税抜き）を 1 部作成し、次の事項を記載した長形 3 号の封筒に密封して提出すること。

- ① 業務名称
- ② 提出者の所在地・名称・代表者名・代表者印
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

ウ 提出方法：郵送（令和 2 年 5 月 2 8 日（木曜）の郵便受付消印まで有効とする。）

エ 見積書の詳細

- ① 厨房機器一式の本体価格とともに、設置費等諸経費を含む総額（消費税抜き）を記載すること。
- ② 見積書には、定価及び実際に納入する場合の納入額の両方を記載すること。
※食器、配膳器具、食缶、食器籠類等は含めないこと。

9. プレゼンテーション審査

提案書の内容等について明瞭化するため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。なお、提案書の提出事業者が 1 者の場合でも、プレゼンテーション審査を実施する。

（1）日時及び場所

日時は、令和 2 年 6 月中旬を予定する。正式な日時及び場所は改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、提案者の概要（別記様式第1号）で届け出た提案担当事業所の責任者及び配置予定の主担当の予定の者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね40分(説明約20分、質疑応答約20分)程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

表2：審査の評価項目及び配点

評価項目	評価の基準	配点
基本的な提案コンセプト	安心安全な給食の提供、食育、食物アレルギー、災害時の対応、環境への配慮等についての基本的な提案コンセプト及び独自提案	10点
建築計画	① 敷地計画及び建物平面計画 ② 作業動線及び人員配置	20点 (①10点②10点)
厨房機器	① 厨房機器の調理能力、特徴、機能等 ② 光熱水費及び維持管理費（ライフサイクルコスト）	40点 (①15点②25点)
業務執行体制	① 設計及び建設時の協力体制及び方針 ② 運用開始以降の体制	30点 (①15点②15点)
合計		100点

※評価点に端数が発生したときには、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

10. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、下記の算定方式によって提案価格及び評価委員会の評価（100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、「業務執行体制」の評価が高い提案者を上位とし、「業務執行体制」の評価も同点の場合は、審査会会長が上位の提案者を決定する。

また、審査会で、全ての提案者が本件仕様を満たさないと判断した場合は、理由を明

らかにした上で、最優秀提案事業者の候補者を特定しない場合もある。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 70}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 30}{\text{参加者の見積額}}$$

※ここでの見積額は、厨房機器一式の本体価格とともに、設置費等諸経費を含む総額とする。

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和2年6月下旬予定）するとともに、市ホームページで公表する。なお、電話による問合せには一切応じない。

なお、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

1 1. 最優秀提案事業者の取扱い

最優秀提案事業者については、厨房機器一式の購入並びに別途荒尾市及び長洲町が発注する設計業務全般に対する技術的助言及び協力について次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 最優秀提案事業者は、厨房機器購入契約の優先交渉権を有するものとし、荒尾市及び長洲町と調整を行い、予算計上の際は、厨房機器整備に要する経費の見積書を提出することとし、その見積額を提示する際には、審査の際に提出した見積額を超えないようにしなければならない。ただし、荒尾市及び長洲町が相当と認めた場合はこの限りでない。
- (2) 別途荒尾市及び長洲町が発注する設計業務全般に関して、業務提携合意書（別記様式第4号）に基づき、厨房機器の選定及び採用について、設計業者に対し技術的助言その他設計業務に必要な協力を行うこと。ただし、協力に係る経費については最優秀提案事業者の負担とする。
- (3) 厨房機器の設置終了後、調理員等に対する厨房機器システムの円滑な操作に必要な機器運転、管理、取扱い及び軽微な補修についての十分な教育と指導を実施すること。
- (4) 厨房機器の試運転及び安定稼動（給食提供開始後おおむね3か月程度）の期間、担当者が常駐し運転支援を行うこと。
- (5) 最優秀提案事業者から辞退の申出があったとき、又は最優秀提案事業者が不適格と判断されたときは、次点の者を最優秀提案事業者とする。

※ただし、プロポーザルは、厨房機器一式の購入に係る予算及び法令等に基づく契約の議決を前提として実施しているため、議決されない場合はプロポーザルの決定事項については無効とし、荒尾市及び長洲町は一切の責任を負わないものとする。

1 2. その他

(1) 各提出書類の郵送方法

- ア 配達記録に残る特定記録等にて郵送すること。
- イ 郵送後に事務局へ書類を提出した旨を電話連絡すること。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局への持参は不可とする。

(2) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(4) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(5) 参加表明書及び提案書等の提出書類の取扱い

本実施要領に基づき提出された提出書類は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(6) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(7) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

(8) 参加資格の喪失

公告から最優秀提案事業者の決定までの間に、関係部署及び関係各委員に対して故意の接触を行った場合は、参加資格を無効とする。

1.3. 給食センター整備スケジュール(予定)

令和2年度	6月	基本設計及び実施設計着手
	3月	基本設計及び実施設計完成
令和3年度	6月	建物本体工事及び厨房機器導入に係る契約締結
令和4年度	6月	給食センター竣工
	7月	試運転、調整及び調理訓練
	9月	給食センター供用開始

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 教育委員会教育振興課 学校給食センター整備推進室

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

電話番号 0968-63-1653 ファックス 0968-62-1218

電子メール pre-kyusyok@city.arao.lg.jp